

健康福祉部 平成 21 年 2 月定例府議会提出予定議案の概要

事件議決案（2 件）

件 名	概 要	所管課
大阪府地域医療確保修学資金等の返還債務免除の件	大阪府地域医療確保修学資金等貸与事業を実施するにあたり必要となる返還債務の免除要件についてあらかじめ議会の議決を求めるもの。	保健医療室 医療対策課
府立健康科学センターの指定管理者の指定の件	府立健康科学センターの指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、あらかじめ議会の議決を求めるもの。 ・指定期間 平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで ・指定する団体 住所 大阪市城東区蒲生二丁目 10 番 28 号 名称 財団法人大阪府保健医療財団	保健医療室 健康づくり課

条例案（11 件）

新規制定（2 件）

件 名	概 要	所管課
大阪府妊婦健康診査支援基金条例	母子保健法第 13 条に基づいて市町村が実施する妊婦健康診査について、妊婦の受診を促進することにより、健やかな出産を迎えることのできる体制整備を行うため、大阪府妊婦健康診査支援基金を設置することとし、地方自治法第 241 条第 1 項の規定に基づき、これに係る条例を制定する。 【施行予定期日】公布の日	保健医療室 健康づくり課
大阪府安心こども基金条例	保育所の計画的な整備の実施や認定こども園の拡充等により新たな保育需要に対応するなど、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うため、安心こども基金を設置することとし、地方自治法第 241 条第 1 項の規定に基づき、これに係る条例を制定する。 【施行予定期日】公布の日	児童家庭室 子育て支援課

一部改正（9件）

件名	概要	所管課
<p>大阪府衛生行政事務手数料条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 保健師助産師看護師法の一部改正に伴い、行政処分を受けた准看護師に対する再教育研修制度が創設され、研修修了記録を准看護師籍に登録し、登録証を交付することとなったことから、交付等の事務に係る手数料を定めるため、所要の改正を行う。</p> <p>2 薬事法の一部改正により、卸売一般販売業が卸売販売業と改められるとともに、その販売先について省令で定められたことから、都道府県知事が有していた卸売一般販売業の販売先の許可の事務に係る手数料を廃止するため、所要の改正を行う。</p> <p>【施行予定期日】</p> <p>1 平成21年4月1日</p> <p>2 平成21年6月1日</p>	<p>1 保健医療室 医療対策課</p> <p>2 薬務課</p>
<p>大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>薬事法の一部改正により、薬種商販売業及び一般販売業が店舗販売業に再編されることとなったことから、薬種商販売業の新規許可申請に係る事務を廃止する。また、改正法附則により、薬種商販売業者は店舗販売業者とみなされることから、薬種商販売業者に対する店舗管理者の変更命令に関する事務を追加するため、所要の改正を行う。</p> <p>【施行予定期日】 平成21年6月1日</p>	<p>薬務課</p>
<p>大阪府立健康科学センター条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 財政再建プログラム案に基づき、フィットネス機能を廃止することに伴い、関係規定を削除する。</p> <p>2 健康度測定等に係る手数料の額を改定する。</p> <p>3 特定保健指導に相当する健康処方を実施するため、これに係る手数料を定める。</p> <p>【施行予定期日】平成21年4月1日</p>	<p>保健医療室 健康づくり課</p>
<p>大阪府保健所条例の一部を改正する条例</p>	<p>水質基準に関する省令の一部改正により、本条例で引用する同令の表の項が移動したことに伴い、規定整備を行う。</p> <p>【施行予定期日】平成21年4月1日</p>	<p>環境衛生課</p>

<p>大阪府福祉行政事務手数料条例の一部を改正する条例</p>	<p>「介護サービス情報の公表」制度に関する厚生労働省指針の一部改正により、介護サービス事業所・施設への訪問調査に必要な調査員数の基準が改正されたこと等から、調査事務手数料の額を改定する。</p> <p>【施行予定期日】平成 21 年 4 月 1 日</p>	<p>地域福祉推進室 事業者指導課</p>
<p>大阪府障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例</p>	<p>障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業を行うため設置している大阪府障害者自立支援対策臨時特例基金について、国の平成 20 年度第 2 次補正予算により、事業の実施期間が延長されること等に伴い、基金の設置目的の追加及び設置期限の延長を行うため、所要の改正を行う。</p> <p>【施行予定期日】公布の日</p>	<p>障がい保健福祉室 計画推進課</p>
<p>大阪府介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例</p>	<p>介護保険法第 147 条の規定により都道府県に設置される介護保険財政安定化基金の市町村拠出金の拠出率について、平成 21 年度から平成 23 年度（第 4 期計画期間）の拠出率を零（ゼロ）とする旨の改正を行う。</p> <p>【施行予定期日】平成 21 年 4 月 1 日</p>	<p>高齢介護室 介護支援課</p>
<p>大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 介護保険法及び老人福祉法の一部改正等に伴い、知事の権限に属する事務のうち、有料老人ホーム等の廃止・休止の届出の受理等に関する事務について市町村長へ権限移譲を行うため、所要の改正を行う。</p> <p>2 大阪版地方分権推進制度に基づき、知事の権限に属する事務のうち、社会福祉法に基づく社会福祉事業（老人福祉センターを運営する事業）開始の届出の受理等に関する事務について、茨木市の区域に係るものを同市に移譲することに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【施行予定期日】</p> <p>1 平成 21 年 5 月 1 日</p> <p>2 平成 21 年 4 月 1 日</p>	<p>高齢介護室 施設課</p>
<p>大阪府認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 幼稚園教育要領の改正に伴い、規定整備を行う。</p> <p>2 保育所保育指針の改正に伴い、規定整備を行う。</p> <p>【施行予定期日】平成 21 年 4 月 1 日</p>	<p>児童家庭室 子育て支援課</p>